

Story of the Falconer in the Edo Period – About a Book of the Falconry that the Yoda Clan –

Yasuko NIHONMATSU

近世期における鷹匠の文化伝承 — 依田氏の鷹書を端緒として —

二本松 泰子

一 はじめに

信濃源氏・満快流の一族である依田氏には、近世期に鷹匠として活動した家系がある。彼らはまず初代藩主の前田利次の時期に富山藩に仕え、次に第六代藩主・前田吉徳の藩政期に加賀藩に仕官した（後述）。このように、当時複数の藩にまたがって転々と仕官するのは珍しい例であるが、当家は明治期まで加賀藩士の家として継続した。その末裔である依田盛敬氏は、伝来の古文書類を百点以上所蔵している。それらの大半を占めるのが「鷹書」と称する鷹狩りの伝書類で、総計八〇点を超える。このような近世期の放鷹文化に関する豊富な情報を満載した依田氏の文書類は、貴重な文化資源として注目に値する。このうち、卷子本を除く同氏所蔵の鷹書の書誌については、すでに紹介した（注一）。それらの鷹書群のうち、加賀藩に仕官した最初の人物である依田盛昌（後述）の名前が見える『鷹序之巻』は、全部で九条あるすべての項目に鷹術関連の説話が記載され、鷹狩りに関する実技的な情報は一切記されていない。伝書の形態としては珍しいものといえよう。

本稿では、鷹書に所収される説話についての関心から当該書に注目する。まずは、新出資料である同書の全文を翻刻紹介し、本文と類話との比較を通してその特徴を分析する。このような本書に関する情報を提示することによって、近世期の鷹匠に伝来した鷹書に関する文化伝承的な価値を理解する一助としたい。

二 依田氏の鷹術伝承

当該書の書誌は以下の通り。『鷹序之巻』（内題）。一冊。縦二四、四^{セシ}×横一八、四^{セシ}。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一〇丁。遊紙後一丁。一丁裏および二丁表裏白紙。一丁表左肩に「鷹序之巻乾二」。三丁表冒頭に「鷹序之巻」（巻首題）。半葉八行。漢字片仮名交じり文。一〇丁裏に「寶曆九^巳 依田十郎左衛門／六月吉日 盛昌（花押）（縦二、三^{セシ}×横二、三^{セシ}の朱正方印）／依田次右衛門殿」。朱引き（地名は右に一本、人名は中に一本、官名は左に一本、書名は中に二本、元号は左に二本）有。

次に、同書の全文翻刻を掲出する（句読点を私に付した。改行は／を以て示し、改丁は「」で括って（一オ）のように丁数ならびに表裏を示した）。

鷹^序之巻 乾二（一オ）
（二丁表裏白紙）

鷹序之巻

一 夫鷹ヲ仕ト云事、人倫之非業、摩阿陀國之聖界、／木聖世尊之謀、衆生之心不同ニシテ、其儀マチ々／成間、此身ニ随テ心ヲヨロコハシメ、夫ニ依テ罪之／輕重、生死無常之理、難レ定然ニ生者必滅會者／定離之理也。爰ニ煩惱即菩提生死即涅槃諸／法之至極カ去ハ、何モ此身ハ法ナラスト云事ナシ。尤、／鷹之始リ荒々頭者也ト云。（三オ）

一 鷹ヲ仕始ラレシ事ハ、摩阿陀國之聖界江南國之／國主鷹ヲ爲レ好給之。太歳ハ壬寅十一月三日申之時、／西淨國ト云國之主、殿上達部鷹狩ニ出爲／仕給事有キ。賢仙ト云山之麓ニテ仕被始之。其野之／名ヲハ大千道ト云也。白生之鷹之極

テ羽之速事余ノ之鷹ニハ勝タリ。眼ハ如明星之、頭ハ晴水トシテ、似秋ノ月ニ、唇ハクレタ々トシテ、鷲之山ヲ如爲出シ。肩ハ、ハンタ々トシテ、海中ニ二つ之岩、如爲指出。側之毛ハ、波之花之如。漂蕩カ胸之毛ハ、呉竹之節ヲ並タルニ似リ。後難山之(三ウ)流ニ似リ。是ヲ鷹之王トス。此鷹ヲ長推ト云者、高ノ祖之鷹タヌキニテ紅之卷上之鈴ヲ指テ、此野ニ押出タリ。國主、御覽シテ榮花ニ修愛給所之彼ノ鷹、手ヨリ強テ死ナントス。國主、御覽シテ爲驚給ケル所ニ、アル秦國之文人、參テ申様、此鷹之病者、萬病時氣ト申之。其時、國主、仰ケルハ、此煩ヲ知ナラハ、命ノヲ繼テマイラセヨト宣旨有。彼夫人、宣旨之仰ナラハ承ヌト申テ、偕錦之袋ヨリ藥ヲ取出シテ、鷹之眼ニ微塵計塗、亦上ニモ滴、口ニモ塗ケレハ、其時如本之ヨリ健ニ(四オ)見エケレハ、國王、被仰下ケル、汝ガ藥ハ如何成藥ソト。曰、夫人答テ曰、鷹飼之中ニハ無老ト申者也。十善之御内ニハ赤田藥ト申。國主曰様者、更ハ此藥之本性ヲ自ニ可知ト宣旨ノ有。夫人申様ハ、昔ハ長生殿之内ニテ宣旨ヲ五度返ス。中比ハ伽比羅城之内ニシテ宣旨ヲ七度返ス。今之夫人ハ、帝王之仰ニ随テ、彼向顔ヲ延テ、於三度二者不可申。汝カ傳厚ノニハ來齊國ヲタフヘキト宣旨有。其時、夫人申ケル條、祿ヲ不給共、十五代ヨリ夫人ニ傳ト云共、帝王之仰ニ随テ、藥ノ之本性ヲ可申。大海之ウロクストハ九穴之蛇之ホソ腸(四ウ)鹿之角ノ目ヲ以テ、是ヲ鷹之萬病ヲ治スル藥トス。昔ハ長生殿之内ニシテハコメウフモント名付ル之。中比、伽比羅城之内ニシテ節之藥ト名付、今ハ大道之本ニテ、名ハ向顔ノニ上、藥ヲハ殿上之箱ニ納、末代世々ニ至迄、鷹ヲ好マン衆ノ生ハ、仰此本性ヲ可仕。太歳ハ、ソヨウ元年正月三日未之刻、マカキノ前ニ來留ル鷹ヲ以始トス。從其以來、傳テ千八百余年之。俊鷹ハ、阿修羅道之將軍之化身、本地毘沙門天王之。摩阿陀國之内、王子之関ニ着、王ノ子ノ津ヨリモ堀河津迄ハ五萬千里之。白濟國堀河(五オ)之津ヨリモ日本國越前之國敦賀津迄ハ三萬三千里ノ也。七日七

夜ニ日本國越前國敦賀津唐人橋ニ着者也ト云。一抑鷹之日本エ渡始ル事神之代也。白濟國ヨリ一番ニ越、駿河之富士ノ巢山トナシテ、七ツノ子ヲ作。七月七日ニ巢山ヲ出、日本六十余州エ廣ムル之。吾朝ニ鷹ヲ仕ト云事、仕徳天皇之御宇之八十六年之御代ヲ爲持給四十ノ六年ニ當リシ年、白濟國ヨリ鷹ヲ書ト相添テ渡シケル。其鷹之名ヲ俊鷹ト云也。使之躰、如僧之。仕徳天皇(五ウ)之御代之後ハ、鷹ヲ仕ト云事絶タリ。清和天皇之御時迄此書有ト云共、讀開人ナシ。使ノ名ヲハ小満ト云之。清和天皇之御時、渡鷹ハ韓卷ト云之。使之躰如僧之。此仁越前國敦賀津ニ渡着。名ヲ好仁米光ト云之。文書盡シテ被渡キ越前之國敦賀津ニ着テ奏聞ス。其時之都ハ、粟津之大臣公卿納言殿上至迄、集給テ韓卷ヲ取ニ可下ト宣旨有ケレハ、公卿各々申サセ給イケル。其時、播磨國之住人源政賴爲勅使敦賀津ニ被下。内裏之御使成ト云唐人之字者好仁(六オ)云名乗ヲ米光ト云之。米光カ獎束ニハ大荒目之ホイノ色之。刺貫節染之。三重ノ衣ヲ着タリ。錦之帽子ヲゾシタリケル。形ハ似僧ニ、政賴、彼ニ向テ宣旨御使成ト云ケレハ、政賴ニ向テ申テ曰、韓卷ニ文書ヲ相添テ取渡テト云。其時、政賴、大國之文ヲ讀兼テ、米光ニ讀ト云ニ、ホウ枕ヲタベト答フ。其時、小竹ト云半物ヲ出ス。米光、餘ニ喜テ床ヨリ下、七度拜ス。小竹カ獎束ニハ、山吹之匂之色、紅之茂袴、髮ハ如翡翠之。形ハ似如来ニ。米光申ケルハ、小竹ヲ以テ奏聞可申ト。御返事申、御門重テ政賴ヲ以此鷹之(六ウ)文書ヲ可讀由宣旨之。御使政賴之。彼米光、手ヲ打テ此國ニ此書有ト驚。讀開事ナシ。政賴、此由奏聞ス。御門之御謀ニ、小竹ト云女ヲ政賴、御使トシテ出シ給。政賴、此文書ヲ讀開、八十一卷之書、其後、政賴ニ相傳シ、三十六之口傳トス。如右之、不殘信濃國柵津是ヲ傳ノ者也ト云。一鞭ト云事、安養之淨土之尺杖之。如何成ハ尺杖ヲ鷹之ノ鞭ト云侍ルト申ニ、夫昔、安養之淨刹之天竺之内ニ、上天ノ竺ニ山寺有。其山寺之開山ヲハ、藥王菩薩ト申之。然間此

(七才) 藥王菩薩、淨刹ヨリ天竺ニ天降給所ニ、其時、白鷹之ノ第兄ヲ左右之御手ニ据、乙ヲハ右之御手ニ月輪ト号シ、兄ヲハ左之御手ニ日輪ト号シテ、天竺之山寺ニ渡給。其時、彼山寺ニ地ヲシメテ、御建立侍ル故ニ、此山寺之山号ヲ兄弟山ト申之。然ニ彼白鷹ヲ天竺ニ越給ニ惡魔ニ必トラルヘシ。然ニ淨刹ニハ此杖ヲ以、地神モ賢穿之爲、亦法界ヲ此杖ニテ釋スル時ハ、五百之聲聞四千八百九十八匹之ヒヅメ共此杖ノニテ釋スレハ随リト云々。

一 鈴ヲ指ト云事、安養之淨刹ニテハ、此折節、白鷹遠(七ウ)行ケルニ、フセウ山ニハ十萬八千余、柄ノ鈴有。木ノ名ヲハ沙羅ノ雙樹トテ此山ニ四萬五千本生之。其枝毎ニ鈴ヲ付置給イケルニ、白鷹余所ヨリ飛來。沙羅雙樹之枝ニ登ントシケルノニ、鈴、鷹之羽ニ當リテカラタ々ト鳴ケレハ、木田如來現給。何者ゾヤ鈴ニ當ルハト宣エハ、諸之菩薩達出テ見給エハ、白鷹此木之枝ニ登リケル。鈴之音ヲ聞故ニ、白鷹ヲ見付給イケル。切々尋ンヨリハ、此鈴ヲ一柄可付トテ、彼白鷹ニ付給。然ニ鷹ハ是、阿字之。阿字ハ是、鷹師之。鷹師ハ是、同躰分身之阿字之。如來之神德之然ニ鷹ヲ居殊勝(八才)ニ思ワン人ハ、安養之世界ヨリ、紫雲タナヒキ太田如來之世界ニ鷹師ヲ引導セン事疑アラント云々。

一 仕徳天皇之御時、渡鷹俊鷹是之。同耳之先赤女犬ニ、九尋三尺之綱ヲ付テ渡ス也。

一 清和天皇之御宇ニ渡鷹、韓卷ト云リ。出羽國羽黒ノ山ニ放給。同白犬ニ六尋二尺之綱ヲ付テ渡シケル。男犬也。使之者名ヲ好仕米光是也。

一 十條院之御時、唐轡ト云鷹渡之。紀伊之國熊野山ニ放給。同赤駿之男犬ニ三尋一尺之綱ヲ付テ渡也。使ノ者名ヲ(八ウ)小満ト云也。

一家ニハ十牧紙極意也。十牧紙無相傳者、一部トハ不可云也。一部之卷數不可云。十八之秘事、三十六之口傳ハ、一部之ノ外之極ル秘事之。何トテ十八之秘事、三十六之口傳ト云ニノ弥陀之十八願ヲ本ニ立給故ニ、是ヲ以、十八ト云垂跡、

小幡ノ大菩薩之。三十六之口傳ハ地之三十六禽ヲ以之。是モ本分ノ末子成間、故ニ是ヲ以、三十六之口傳ト定ル之。鷹講釋ハノ十八之秘事、三十六之口傳ヲ以スル書物ニ頭ハ大方之ノ事也ト云々。(九才)

(九丁裏一〇丁表白紙)

寶曆九

依田十郎左衛門

六月吉日

盛昌(花押)(朱正方印)ノ依田次右衛門殿(二〇ウ)先述の通り、同書は一つ書き形式で全九項目が掲載されている。さらに繰り返すが、鷹狩りの伝書であるにも関わらず、実技的な鷹術の知識は一切記されていない。すべての内容は物語性を持った叙述となっている。各条の概要を以下に整理する。

第一条 鷹を遣うことの由来は人間の業ではなく、「摩阿陀國」の「大聖世尊」のはかりごとによるものという。

第二条 鷹を遣い始めることは、「摩阿陀國」の「聖界江南國」の国王が鷹を好んだことに始まるという。「壬寅十一月三日申之時」に「西淨國」の国王が「殿上達部」と鷹狩りに出たことがあった。「賢山ト云山之麓」の「大千道」という野で遣い始めたとき、吉相を備えた「鷹之王」とされる白生の鷹を「長推ト云者」がこの野に出した。国王はこれを受得るが、鷹は手から落ちて死にかけて。驚く国王に対して「アル秦國之文人」が、この鷹の病気が「萬病時氣」であると診断する。国王はこの人物に鷹の救命を命じ、夫人なる当該人物は宣旨ならばと承諾し、秘伝の薬を投じて鷹を救命した。国王は夫人にその薬の名前を聞き、夫人は「無老」「赤田薬」である旨を説明する。続けて国王が薬の本性を尋ねたところ、夫人は長生殿や伽比羅城における宣旨の先例を挙げながら、三度の宣旨においては申すべからざる旨を答える。

「来濟國」を下賜する宣旨があると、夫人はそれを拒否して五代より夫人に伝来した薬の本性を明かす。その名前が「ハコメウフモン」(長生殿之内)、「節之薬」(伽比羅城之内)、「向顔」(大千道之本)と変遷したことを述べつつ「殿上之箱」に納め、末代に至るまで鷹を好む衆生はこの薬方を用いることになった。また、

「ソヨウ元年正月三日未之刻」に「マカキノ前」に来て留まる鷹を以てその始まりとする。それ以来、千八百余年伝来した。「俊鷹」は「阿修羅道之大將軍之化身」にして本地は「毘沙門天王」である。「摩阿陀國之内、王子之関」から「白濟國堀河之津」を経て「日本國越前國敦賀津唐人橋」まで七日七夜かけてたどり着いたという。

【第三条】鷹が日本に渡り始めたのは神代のことであるという。百濟國から「駿河之富士」を巢山とし、七つの子を産んで日本国内に広めたという。本朝で鷹を遣ったのは仁徳天皇の時代に「白濟國」から鷹と書を添えて伝来したのが始まりという。その鷹の名前は「俊鷹」という。鷹を伝えた使者は僧形をしていた。しかし、その後は鷹を遣うことは絶え、清和天皇の時代までこの鷹書を読み開く人もいなかった。このときの使者の名前は「小満」という。清和天皇の時代に伝来した鷹は「韓卷」という。使者はやはり僧形をしており、越前國敦賀津に到着した。名前を「好仁米光」という。文書を披いて越前國敦賀津において奏聞した。その時、都では、粟津の大臣や公卿納言、殿上人にいたるまで集まり、「韓卷」を取りに下るべき宣旨があった。「播磨國之住人源政頼」が敦賀津に下り、内裏の使者として「唐人之字者好仁ト云名乗ヲ米光ト云」人物と対面した。米光が政頼に向かつて言うには、「韓卷」に文書を添えて渡すという。政頼は文書を読みかね、米光に読むように「小竹ト云半物」を使つて交渉したところ、米光は喜んだ。米光は小竹を以て奏聞するべし、と申ししたところ、帝は重ねて政頼を以てこの鷹の文書を読むべき由の宣旨を下した。米光はこの国にこの書があると驚いたものの読み開くことはなかった。政頼がこの由を奏聞すると帝は謀をめぐらし、小竹を使者として遣わした。結果、政頼はこの文書を読み開き、「八十一卷之書」をその後相伝して「三十六之口傳」とした。それらは残らず「信濃國祢津」に伝わったという。

【第四条】鷹の鞭は安養浄土の尺杖であるという。すなわち、安養浄土の天竺のうち、上天竺に山寺があり、それは薬王菩薩の開山とされる。この薬王菩薩が極楽浄土から天竺に降りたところ、

白鷹の雌雄（弟・兄）を左右の手に据え、雌を月輪、雄を日輪と称して天竺の山寺に渡来させた。そこで、この寺の名前を兄弟山と号したと伝えられている。この白鷹を天竺に連れてゆくととき、必ず悪魔に取り殺される。極楽浄土ではこの杖を以て「地神毛賢穿之爲（?）」、法界では「此杖ニテ釋スル時」は、「五百之聲聞」および「四千八百九十八匹之ヒツメ」が随うという。

【第五条】「鈴を指す」ということについて。極楽浄土では、「フセウ山」は一〇万八千余りの柄の鈴がある。木の名は沙羅双樹といつて、この山に四万五千本生えている。その枝ごとに鈴を付け置いたところ、白鷹が飛来し、羽が当たって音が出た。それを機に大日如来が現れ、白鷹に鈴を付けることになった。鷹と鷹師は「阿字」の同体分身であることから、殊勝に思う人は極楽浄土から大日如来の世界へ引導されるという。

【第六条】仁徳天皇の時代に渡来した俊鷹とともに耳の先が赤い雌犬も「九尋三尺」の綱を付けて渡されたという。

【第七条】清和天皇の時代に渡来した韓卷は出羽国羽黒山に放鳥された。同じく雄の白犬に「六尋二尺」の綱を付けて渡された。鷹を伝来した使者の名前は「好仁米光」である。

【第八条】一条院の時代に渡来した唐轡という鷹は、紀伊国熊野山に放鳥された。同じく赤駿の雄犬に「三尋一尺」の綱を付けて渡された。使者の名前は「小満」という。

【第九条】伝書の巻数の極意について。一八の秘事というのは、阿弥陀如来の第一八願に由来し、三六の口伝は地上の三六禽を以ていう。「鷹釋」は一八の秘事で、三六の口伝の書物に大方のことが見えるという。

また、同じく依田盛敬氏所蔵の鷹書群の中にも一冊『鷹序卷』と称するほぼ同名のテキストがある。同書の奥書には「祢津松鶴軒（縦三・一糶×二・三糶の朱長方印）／天正十六年^{戊子}／二月朔日 常安（花押）／依田十郎左衛門殿」とあり、天正一六年（一五八八）の年記が見える。宝暦九年（一七五九）の年記が見える前掲の『鷹序之卷』よりも、約一七〇年前のテキストということになる。この天正本に見える第一条〜第五条と右掲の宝暦本

の内容の第一条〜第五条は、ほぼ同文となっている。天正本の丁数の方が多いことから、宝暦本は天正本の説話部分を抜粋して編集しなおしたのかもしれない。

さて、上掲の『鷹序之巻』に掲載されている説話群のうち、第一条〜第三条の鷹の由来および伝来に関する説話は中世〜近世にかけて流布した鷹書類に多くの類話が散見する(注2)。たとえば、永青文庫所蔵『和傳鷹経上下』(注3)は、本奥書によると「前信濃守神貞通」が、明応五年(一四九六)に書写して幕府に進上したものである。この「前信濃守神貞通」とは、室町時代に幕府奉行人を世襲した京都諏訪氏の人物で、その関係上、同書には彼の一族が奉じた諏訪信仰の影響が窺える(注4)。さらに、同書の書写奥書には宝暦一年(一七六一)の年記があることから、依田盛敬氏蔵の『鷹序之巻』とは近い時期に伝播した鷹書であることも確認できる。その冒頭には、『鷹序之巻』と類似する鷹の伝来説話が以下のように記載されている。

・序

・鷹は是人倫の事にあらず。摩伽陀國の威戒大聖世尊の謀、衆生の心不同にして其儀まち／＼なる間、好に随ひて心をよるこはしむ。夫、罪の軽重、生死無常の理さためかたし。しかれば、生者必滅、會者定離の理、煩惱即菩薩生死即涅槃ならは、諸法の玉位何を好むも法ならずといふ事なし。抑鷹を仕ひ始めし事は、摩伽陀國の威戒かうなる國の王、鷹を好給ふとん。爰に治用元年^寅十二月三日申の時に、さうしやう国と云國王、殿上神達部鷹狩に出仕はせ給ふ事ありき。雪山と云山の麓にてつかひ始めたりき。其墅の名をは大善道と云。此野也。此墅の白府なる大鷹きはめて羽のはやき飼の鷹に勝たり。眼は明星のことし。頂はせひ／＼として秋の月に似たり。御はしはくれ／＼として鷲の山をいた、きたり。肩ははん／＼として海の中に二の岩のさし出たるに似たり。うはの毛はくれ竹のふしをならへたるかとし。背は難山のなかれ二似たり。是鷹の王とす。此鷹を長瑞といふは紅桜の鞆にて紅の巻上の糸にて鈴さして此墅に出たり。国王御覽し

て榮花にほこりてあひし給ふほどに鷹おもはするに手よりおちて羽をひろけてしなんとす。国王御覽して奥をさまし思召時にある神國の夫人飼て申やう、此鷹の病は万病治けといふ云けり。其時、国王、此病をしるならば、命をつきてまいらせよと云旨ありしに、此夫人宣旨ならば承りぬと申て、錦の袋より薬を出して鷹の目にみちんはかりぬり、上にもそ、き、口にもぬりければ、本のこくすみやかに見へたり。其時、國王、抑なんちか薬はいかなる薬かとの給ふ二、夫人、承て云、大海の内にはころうかと申、十若の内にはあかた薬と申、しからは此薬のほんせいをつたへ申へし。昔は長生殿の裏にて宣旨七度返し申。中比かひら城の裏にて五度かへし申し、かとも、今の夫人宣旨にしたかひ申へし。てんごうには、さる國を給ふへしとのたまひければ、夫人、宣旨重ねたまはらす共、帝王の仰に従ひて、彼薬のほんせいを申へし。大海の内には九穴のあはひのほそわた、うさきの目、是をもて鷹の万病を治する薬とす。末代悪世にいたるまで鷹を好まん衆生は此本せひをあふひて仕へし。大威は蘇用元年正月三日末の時、左竜王籬の前に来てつかふ。是をもて鷹の始とす。夫よりつたはりて一千八百余年なり。

一・天地ひらけはしまりて、いさなき、いさなみの尊のみとのまくはいをしり、此書に人の上下をわかつてといへ共、更に智慧なかりし。鷹をたてまつりしより、皆智慧を得たり。政頼、眉白の鷹をすへしより以来、はをかけるつはさまでも君におそれ、つかへすと云事なし。是によりて、鷹をつかふ人は千顆万顆の国にも、なを勝たり。善を修する者は、又悪を知り、悪をみる時は、善も□す事、余他に満なし。□に鷹を好み、よくつかへは成仏解脱うたかひなし。

・本朝鷹渡始事

一・抑此土へ鷹渡始事三ヶ度也。神代の時一度人間始て、一度其後二百余年にあたつて、つかひ給して此道学傳る人なし。其名のみ云傳たるまでにて不分明也。仁徳天皇四十六年代百濟国より國使を副て鷹を奉る。其鷹をハ俱智祖といへり。鷹

飼の名をハ米光と云。未飼、名をは袖光と犬の名をハ、とまほこと云。毛ハ黒駿也。彼唐人を越前敦賀津に着。政頼行向て鷹を請取、犬を請取て日記副て渡也。米光、兼満とす。政頼彼唐人の心をとらん為に長持一えた、からひつ一かう、酒の筒一、小竹といへるはした者にもたせて、唐人の所へつかハす。米光、なのめならずよろこひて、是を請取。さて朝におんなを返すとて捨文云、

小ちくてふ事かたからハ笛竹の一夜のふしを人にかたる
な

此哥をよみて、あさの小袖一重とらせけり。此女にめて、三ヶ月までと、まり、政頼終夜當て鷹の事を被尋とひけるに、十六の秘事、三十六の口傳、悉習當當て鷹を仕けるには、下におきて哥□の思ひをなし、不思議の見物なりとて御門も大に御悦あつて政頼にこまの郡を給にけり。

一・仁徳天皇八十七年たもたせおハします其時、四十年云正月二摩伽陀国分駿王と云鳥をわたり、天竺の使にハ、勾陣、米光、文書相具して渡り、此宣旨を下さる。宮あわつの宮なり。納言、宰相、公卿、大臣、殿上人、參集する時、誰か駿王鳥請取に下へきと宣旨ありけれハ、公卿、各申させ給けるハ、藏人政頼ハかりそ御使に下て、駿鳥請取へきと申上給ける其時、政頼、越前国敦賀津へ下き。大國の御使、字勾陣、米光が装束は、大あられのあけにこうのさしぬきに藤染色の上の衣を着たり。錦の帽子をしたり。其時の形、僧にいたり。政頼、相向て宣旨の御使たりと云。米光駿王まいらす。文書あいくして渡したり。政頼、大國の御文よみへす。米光によめと政頼かいふに、ほう枕をたへと云。其時、こちくといふはしたものをいたす。米光、餘に悦て床よりおりて七度拜す。小竹が装束は款冬のにほひの色、くわに紅のまる袴也。かみはひすいのことく、形は如来のやうなる其時、政頼とくとおもふハ、いかにと云へハ米光よむへしと答、小竹取て返事、くれはとりかさねし夜半の朝よりふしてまされる小竹ことかね

かくいひて米光大國の文書よむ。さて云、駿王ハ是た、の鳥にあらず。毘沙門天皇の变化駿鳥の魂也。摩伽陀の内鷲峯山の麓にて駿王と云、けいたん国のうち□山の麓にてハ山に鳥といふ。日本富士のこしにてハ鷹と云。百濟国今日本国つるかの津にて三万三千里之。□人ハ水神也。百濟国今七日七夜につる賀の津に着と云。

一・仁徳天皇御代、駿鳥渡りて日本六十余ヶ國にひろめ給き。藏人源政頼は江州高嶋郡の住人也。駿鳥を相具して六十六ヶ國をまわり大國の山、しからふん山に少様にたりと云て甲斐國富士山の腰つきて、是をひろむ。駿は大國より正月二いたる也。其後、信濃國に落付事三月也。諏方郡より國中にひろまる也。子を十四生たり。男鳥七鳥女鳥七生置て三月廿日より五月五日まで巢にふして、わかせいになつて五月五日午ノ時に巢より出て物を習はしたりき。五月廿五日より七月十五日まで以上八十日の間、此鳥を父の駿鳥、心をつけて才をならはす。太郎鳥をは鷲と云。切府中黒を出して帝王大臣の御宝となり、鳥を鳴と名付けてあまの面といふ羽を出して、王の御宝となす。三郎の鳥をは、大鷹と名付金鳥を取て王の御宝とす。四郎の鳥をは、隼と名付て野鳥の鶉を取て田堵百姓の唯物を食、鳥を取失て、王の御宝となす。五郎の鳥をは、はる鷹となつてまふけの君の御宝となして、小鳥をとつて小兒の御宝となる。六郎の鳥は、鶉と名付て日本国天魔えんの棄物として王の御かたきとなせし。七郎の鳥は、木の枝と名付て極東の鳥となるへし。八十日の間かくのことく習はし訓て、雲の中に具して上りて捨る也。是を七鳥の別と云也。十六ヶ國にふたとなれる鳥なり。其鳥つかひ藏人源政頼、鷹のまほりてなりて本地毘沙門天皇に見出し、ます信州諏訪南宮の化現なり。されは鷹の魂は東にありと也。

まず、「序」の部分の第一条に見える説話は、『鷹序之卷』の第一条及び第二条に見える摩訶陀國での鷹狩り由来譚（夫人の薬方説話含む）と類似している。続く第二条には、『鷹序之卷』にはない記述が見える。すなわち、本朝では、天地開闢以来知恵を持

たなかったが、鷹を遣うようになってから皆知恵を得るようになったという。また、政頼が眉白の鷹を据えてから「千顆万顆の国」に勝るようになったこと、さらには鷹を好み、よく遣うと「成仏解脱」が疑いないことなどを述べる。

次に「本朝鷹渡始事」においては、仁徳天皇の時代とされる鷹の説話が三項目にわたって掲載されている。すなわち、第一条には本朝に鷹が三度伝来し、三度目に「百濟國」から「俱智祖」という鷹、「米光」という鷹飼、「袖光」という犬飼、「とまほこ」という犬が伝来した説話、第二条は天竺から「勾陣、米光」という使者、「駿王」という鷹が伝来した説話、第三条は「駿鳥」が渡来して日本六十六余州に鷹が広まった説話（七鳥の別）がそれぞれ記載されている。このうち第二条に見える鷹の伝来説話の叙述が『鷹序之巻』の第三条のそれと極めて近似している。ただし、『和傳鷹経』「本朝鷹渡始事」第三条の叙述も部分的に内容が重なる。すなわち、『鷹序之巻』第三条には、冒頭に「白濟國」から渡来した鷹が富士山にて七つの子を産み、日本六六余州に広まったことが短文で記されているが、それは『和傳鷹経』「本朝鷹渡始事」の第三条に見えるような「七鳥の別」の説話を簡略化して触れたものと思われる。

先述のように『鷹序之巻』第三条と『和傳鷹経』「本朝鷹渡始事」第二条の叙述内容はおおむね一致しているが、部分的に細かい異同が見られる。すなわち、『鷹序之巻』第三条では、鷹が伝来した時期を「清和天皇之御時」、伝来した鷹の名前を「韓巻」としているのに対して、『和傳鷹経』「本朝鷹渡始事」第二条ではそれぞれ「仁徳天皇八十七年たもたせおハします其時、四十年云正月」「駿王」とする違いが見られる。さらに、その他のやや大な異同として、『和傳鷹経』「本朝鷹渡始事」第二条ではその末尾において「小竹」が詠んだ和歌が一首掲出され、さらに続けて駿王が毘沙門天の変化であることや「摩伽陀の内鷲峯山の麓」「けいたん国のうち五□山の麓」「日本富士のこし」といった場所ごとの鷹の呼び名の違いや「百濟國」から七日七夜かけて「つるか津」に到着した由を述べて結んでいるのに対して、『鷹序之巻』

第三条の結末部分は、本朝に伝来した鷹書を政頼が相伝して口伝とし、それらはすべて「信濃國祢津」に伝授されたと叙述している点が挙げられる。この結論部の文言によって、『鷹序之巻』第三条は祢津家の鷹術の由来譚となっているのである。

また、立命館大学図書館西園寺文庫蔵「宇都宮社頭納鷹文拔書秘伝」（注5）は、本奥書に文禄四年（一五九五）、書写奥書に寛永一十七年（一六四〇）の年記が見え、「宇都宮平野代々秘書」（一七丁表）と記される鷹書である。宇都宮の平野氏とは宇都宮神社の神官に準ずる一族で、書名の通り、同書は宇都宮社所縁のテキストと判断される（注6）。その冒頭にも、『鷹序之巻』『和傳鷹経』の鷹の伝来説話によく似た類話が以下のように叙述されている（傍線は私に付した）。

仁徳天皇之御代を八拾七年たもたせ給ふ。四十貳年と申せし正月十日、きのへねに太國よりしゆんはうと云たかをこされたり。太國の御つかひこうちん、しゆんわう鷹ふみをもあひくして渡りたり。公卿大臣雲相藏人殿上にまいりたまいて議る。しゆんわう請取へきものある。其時、源の正頼、たかきようなるに如、たか請取へき。宣旨をかうむり、まかりむかいける。大國の御つかひ、あさなこうちん実名しゆくはふかしやうそくには、太あられのあけにふけもの、さしぬぎにふしそめまるのきぬきて、錦のほうしをしたりけり。かたち、ほうしに似りけり。正頼あひむかいて、せんしなりといひければ、しゆくわう申ていはく、しゆんわうをはまいらすへし。鷹ふみおもあひくしてわたされたり、といふ。その時、正頼たかを請取ける。同くたかふみをは請とらすして、しゆくはふによめといへり。しゆくはう、さやうに侍はふうまくらをとまはり、よむへしといへり。その時、正頼小竹と云はた物をいたす。しゆくわう、よろこひて、ゆかよりおりてこちくをおかみける。その時のしやうそくには款冬けむのきぬきて、紅のはかまおそきたりける。ほとけのひすい女來のかたちのことし。其時、正頼小竹にむかい、しゆくわうにたか文をよませよといふ。しゆくわう、たかふみをはよむへしとて小竹

より返事にかくなむ、

くれはとりかさねしよはのあしたより

ふしそまされる小竹殿とよね

かくてしゆくわう、大國よりあひくしけるたか文をよむ。さて、いたくしゆんわうは、これた、の鳥にあらず。ひしやもん天皇のへんさなり。ひしやもん、しゆんわうのその上にてしゆほうを請、けいそく山まできてうなり。またた国の内、けいそく山をこしては、しゆんわうといへり。さいまん國の内、けいそく山のこしにては、ちうまんといへり。

其後、みなもとの藏人正頼は、江州たかしまの住人也。しゆんわう、都にてとりかひて日本国にひろめ申へきの御いとまをたまはつて、六拾六ヶ国をまいり見るに駿川の國大國のしゆほう山に似たりとて、ふしのふもとにおちつきにけり。大國よりは正月拾日に為りき。しなの國下向せし日は三月廿日也。さて正頼、すはのこほりにと、まる。しゆんわうをは富士山にはなつ。十四の子をうむ成。おん鳥七つ、女鳥七つかやうにうみて、三月廿日より卯月毎日五月五日まで、以上五拾四日、巢ふして我身のせいになして、五月五日むまの時巢よりいたして子ともこのうをならはす。太郎の鳥をは、わしと名つけてきりふなるくろをしてわうの鷹とす。二郎の鳥おは、熊鷹と名付て羽をとりて、おほ鷹とす。三郎の鳥をは、大鷹とかうして金鳥をとらせて王の供器にそ給ふ。四郎の鳥をは隼と名付て、しゆ鳥のけいしとて田舎の土民百姓のさくもんをふみうしなふかい鳥をとらせん、わうの鷹とす。五郎の鷹を鶴とてう申てまうけののの小鳥うつらをとらせて王の御なくさめとし、諸人のたからとす。六の子をは、とひと名付て日本のまんゑんのとふりやうとして王の御敵を□うしなふ。七郎の鳥をこのしたとかふして、國の鳥のわうたるへし。とるつけておのく七拾五日か四日のうをならはしはしめて、七かいとなつて、ふみ月十五日むまの時に青雲の中へくそくして、飛のほりこくうにて子供を打ちすてける。かくておんないの中をたちける。是をしち鳥のわかれと云侍るにや。其

時、御使正頼たかのまほりとなりて今にいたるまで鷹ふみの相傳もろくたえず。国といへる本地ひしやもんの天王の作説にてすはのなんくうと申是也。諸人をしゆこしたてまつり侍る也。鷹の守護神は東におはしますと也。

右に見える鷹の伝来説話は『鷹序之卷』第三条および『和傳鷹經』「本朝鷹渡始事」の第二条・第三条に近い筋立てを持つ。ただし、細かなモチーフの違いが見られ、たとえば、本朝に鷹を伝えた使者の名前について「あさなこうちん実名しゆくはふ」と見える。「こうちん」は「好仁」(『鷹序之卷』)「勾陣」(『和傳鷹經』)と同名と考えられるが、「しゆくはふ」は異なる名前である。しかしながら、その装束については「太あられのあけにふけもの、さしぬきにふしそめまるのきぬきて、錦のほうしをしたりけり。かたち、ほうしに似りけり」と叙述する。誤記も含めてやや文意がとりにくいのが、『鷹序之卷』が使者の装束を「大荒目之ホイノ色之。刺貫節染之。三重ノ衣ヲ着タリ。錦之帽子ヲゾシタリケル。形ハ似僧ニ」と記し、『和傳鷹經』が「大あられのあけにこうのさしぬきに藤染色の上の衣を着たり。錦の帽子をしたり。其時の形、僧ににたり」と記載している表現と極めて近い。さらに、『宇都宮社頭納鷹文拔書秘伝』では、大國からの使者が小竹と対面した場面について「しゆくわう、よろこひて、ゆかよりおりてこちくをおかみける。その時のしやうそくには款冬けむのきぬきて、紅のはかまおそきたりける。ほとけのひすい女来のかたちのことし」と記す。このような使者の反応や小竹の装束および容姿に関する表現は、「其時、小竹ト云半物ヲ出ス。米光、餘ニ喜テ床ヨリ下、七度拜ス。小竹力奨束ニハ、山吹之匂之色、紅之茂袴、髪ハ如翡翠之、形ハ似如束ニ」(『鷹序之卷』)、「其時、こちくといふはしたものをいたす。米光、餘に悦て床よりおりて七度拜す。小竹か装束は款冬のにほひの色、くわに紅のまろ袴也。かみはひすいのごとく、形は如来のやうなる」(『和傳鷹經』)とそれぞれ類似している。以上の鷹の伝来説話の結末部分は『和傳鷹經』とほぼ同じで、続く七鳥の別れ説話も、たとえば、駿王(しゆんわう)の子供に関する叙述に細かな異同が見られたり(『和傳鷹經』

には二郎が登場しないなど)、能を習わせる日数が異なる(『和傳鷹経』は八〇日、『宇都宮社頭納鷹文拔書秘伝』では七五日か七四日)などといった些末な文言の相違を除いてやはり『和傳鷹経』と類似した内容となっている。

以上のように、『鷹序之卷』に所収されている鷹の伝来説話は、近世前期〜中期において書写され、伝播したさまざまな流派の鷹書類において、語句レベルでの一致が見られるほど近似した類話が散見するものであった。当時、鷹書類においてよく知られた伝承が掲載されていることがわかる。しかしながら、そのように普遍性のある説話を引用しつつも、『鷹序之卷』は、結末部分において「柵津家」の鷹術の由来を説くという独自の展開を示す。それは、天正本の『鷹序卷』の内題に「柵津家たか文巻類之内」とあり、さらにその奥書には「柵津松鶴軒常安」から「依田十郎左衛門」に伝授された旨が記されているように、当家の鷹書が「柵津家」との所縁を主張する特徴を持つことと連動するものである。この現象は、個々の鷹書のテキストが、それを伝来した人々の思想や精神文化と深く関わりながら伝承を作り変えてゆく事例として興味深い。では、なぜ依田氏はこのような「柵津家」に関わる鷹術伝承を主張するのであろうか。次に、その伝承背景を探るべく、「盛昌」を中心とする当家の系譜について確認してみることとする。

三 富山藩の依田氏・加賀藩の依田氏

正保四年(一六四七)三月以降、加賀藩では、各藩士から『諸士先祖由緒并一類附帳』が複数回にわたって提出されている(注7)。同文書の内容は「当主の略歴にはじまり、遡って先祖以来の系譜と略歴、ついで当主の四親等(一部)までの親族を書きあげたもの」(注8)という。金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫(以下、加越能文庫と略す)には、文政五年〜一年(一八二二年〜一八二八年)および明治三年に提出されたものが所蔵されている(注9)、依田盛敬氏が所蔵する当家伝来の文書の

中には、同文庫所蔵のものよりさらに古い『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』が含まれている(注10)。すなわち、宝暦四年(一七五四)に加賀藩に提出された一類帳の写しである(注そのほかの一類帳示す)。「鷹序之卷」の奥書によると、盛昌が「依田次右衛門殿」にこのテキストを宛て伝来したのが宝暦九年とされることから、両者に関するリアルタイムの情報が確認できる史料と言えよう。以下に同文書の全文を挙げる(句読点および傍線は私に付した)。

一 三拾俵 本國領中 歳二十六 依田次右衛門
私儀依田十郎左衛門嫡子ニ御座候処、寛延四年未ノ四月、本多安房守方江為雇分鷹役被申付相勤罷在候処、宝暦四年戌ノ三月廿七日御鷹方御徒並ニ被召出、御切米三拾俵被下之。同取次役支配ニ被仰付候。

一 五世祖父 依田十郎左衛門
生國信州芦田下野一族ニ而、芦田領之内配分仕佐久郡ニ居住仕罷在御処、鷹家之儀同國小縣之住人柵津美濃増ニ御座候処、美濃男子無御座、因茲鷹家之儀不残依田江相傳仕候。其後、芦田下野嫡子芦田右衛門佐儀越前黄門様江御附、御家老ニ罷越申剋、十郎左衛門儀も越前江罷越、芦田方ニ罷在及老年則越前ニ而、病死仕候。

一 五世祖母 柵津美濃娘
病死仕候年号承傳不申候。

一 高祖父 依田権兵衛
駿河大納言様江被召出罷在候處、壮年ニ而病死仕候。

一 高祖母 由緒承傳不申候

一 曾祖父 依田次郎左衛門
父権兵衛病死仕候ニ付、越前江罷帰、鷹家之儀不残祖父

十郎左衛門ノ相傳仕候。其後、於富山淡路守様江被召出、御鷹役相勤罷、在病死仕候。

一 外祖父 右同断

木村伊兵衛

一 曾祖母 由緒承傳不申候

一 外祖母 享保十八年病死仕候

由緒無御座候

一 祖父 依田権六

淡路守様江被召出、御側近ク相務罷在申候。其後、父次郎左衛門病死仕候ニ付、跡式被仰付、御鷹役相勤罷在候ニ之様、十五年病死仕候。

一 姉 享保十九年病死仕候

横山大膳家来給人
村田右内妻

一 祖母 於富山村隼人家来家老役

一 妹

父十郎左衛門方ニ罷在申候
壱人

正徳四年病死仕候。

一 父 御鷹方取次役

依田十郎左衛門

一 弟 右同断

依田虎之助

父十郎左衛門儀、實ハ於富山村隼人家来家老役鹿野故々九郎兵衛三男ニ御座候ニ、外祖父依田権六男子無御座候ニ付、権六為養子。

一 同 右同断
依田六郎

長門守様、御代与外組ニ被召出御鷹方相勤罷在候ニ、先出雲守様御代、享保十二年御儉約之時分、御人減ニ而、御暇被下。則村隼人方江給人並ニ罷越相勤申候。然レ尠、

一^{母方} おち 出雲守様御家来与外組
木村清五郎

護国院様御代、享保十七年、祢津鷹方家筋之者、御用ニ御座候由ニ而、横山故大和守、被貫度旨隼人方江被申越、

一 同 おは 於富山村隼人家来家老役
堤半左衛門妻

則被呼寄御家江御鷹匠ニ被召出、御切米七拾俵被為下之、御鷹役相勤罷在申候。寛保三年七月、御鷹療治役被仰付、

一^{父方} いとこ 右同断家老役

鹿野九郎兵衛

大應院様御代、延享三年十一月、御時銅役被仰付、相勤申候ニ、謙徳院様御代、寛延三年十月、御時銅役御免被為成、御鷹方御用取次役被仰付候ニ付、則取次役療治役共ニ相勤罷在申候。

一 同 出雲守様御家来御馬廻組
高嶋八郎右衛門妻

一 母 出雲守様御家来与外組

木村故伊兵衛娘

一^{母方} 同 於富山村隼人家来

鹿野九郎兵衛妻

一同 堤半左衛門せかれ

堤岩之助

一 甥 村田右内せかれ

村田千之助

一 甥 村田右内せかれ

村田幸次郎

一 宗旨ハ禪宗寺ハ堀川太岩寺檀那ニ而御座候右私先祖由緒
一類附必斯御座候此外御国他國共近キ親類縁者無御座候向後
増減有之節御断可申上候以上

宝曆四年四月 依田次右衛門（花押）（長方印）

山崎七左衛門殿

依田十郎左衛門殿

まず、冒頭に記されている当主の「依田次右衛門」は、『鷹序之卷』の奥書に見える同名人物に該当しよう。その注記によると、寛延四年（一七五二）から「本多安房守（本多政行）」に鷹役として仕えたという。次に、この「依田次右衛門」の「五世祖父」とされる「依田十郎左衛門」は、その注記によると、「祢津美濃」の婿となつて同家の「鷹家之儀」を残らず相伝したという。これが守廣に該当する人物であろう。「祢津美濃」は「祢津美濃守」を称した祢津松鶴軒と思われる。同注記はさらに「菅田下野嫡子 菅田右衛門佐（依田信蕃）」が「越前黄門（結城秀康）」に仕えたのを機に「十郎左衛門」も越前に赴いたと記す（結城秀康に仕えたのは正しくは信蕃の二男の加藤康寛）。さらに、「高祖父」とされる「依田権兵衛」の注記には「駿河大納言様（徳川秀忠の三男・忠長）」に召し出された由が見え、「曾祖父」とされる「依田次郎左衛門」の注記によると「祖父十郎左衛門（守廣）」から

「鷹家之儀」を残らず相伝され、その後「富山淡路守様（初代 富山藩主・前田利次）」に召し出されて「御鷹役」を勤めたという。続けて「祖父」とされる「依田権六」の注記にも「淡路守様」に召し出されて御鷹役として仕えた由が見え、「父」の「依田十郎左衛門（盛昌）」の注記によると、彼は実は「富山村隼人家来家老役鹿野故々九郎兵衛三男」であったが、外祖父の依田権六に男子がいなかったため、養子になったという。「長門守様（第三代 富山藩主・前田利興）」に召し出されて御鷹方として勤めていたが、「出雲守様（第四代富山藩主・前田利隆）」の御代の享保一二年（一七二七）にご儉約のために入減らしされ、暇を賜わったため、隼人方に勤めていたところ、「護国院様（加賀藩第六代藩主・前田吉徳）」の御代の享保一七年（一七三二）に「祢津鷹方家筋之者、御用ニ御座候」という理由から「横山大和守（加賀藩の年寄を務めた横山貴林）」が隼人方から盛昌を貰い受け、当家の鷹匠として切米七〇俵で召し抱えたという。それ以降、寛保三年（一七四三）に「御鷹療治役」に仰せ付けられ、また「大應院様（加賀藩第七代藩主・前田宗辰）」の御代の延享三年（一七四六）一月に「御疇飼役（鷹の飼育係）」を仰せ付けられて勤めていると、「謙徳院様（加賀藩第八代藩主・前田重熙）」の御代の寛延三年（一七五〇）一〇月、「御疇飼役」を放免されて「御鷹方御用取次役」を仰せ付けられたために療治役とともに勤めたという（注11）。

以上の由緒書の注記を整理すると、当家は、前田利次の時代から享保年間までは富山藩に御鷹役として仕え、前田吉徳の時代から加賀藩の御鷹役として仕えたことになる。この事績を確認する史料として、たとえば、万治年間（一六五八〜一六六〇）の富山藩の分限帳である加越能文庫蔵『御先祖利次公万治年中御分知之節御家中総分限帳』（注12）には、当藩の「御鷹師衆」の「拾七石五斗」の藩士として「依田次郎左衛門」の名前が見える。また、加越能文庫蔵『富山分限帳』（注13）は、その目録に「龍光院様（利次）御代分限帳」とある文書で、それによると、同じく「御鷹師」の「百三拾石」の藩士として「依田次郎左衛門」「依田権

六」の名前が見える。これらは守廣流の依田氏の人物であろう。このような文書類によって、彼らが利次の時代に富山藩の鷹匠であったことが確認でき、前掲の『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』が伝える情報と一致する。

一方、加越能文庫蔵『護国院様御葬式御忌鷹一卷』（注14）には以下のような記録が見える。

一 延享二年六月十二日辰刻

御逝去

上野四疇御大鷹

据人 廣瀬伴吾

弥勒山拾一疇御大鷹

同 武山八佑

御評□横手小屋三疇大鷹

同 山崎八郎太夫

手□ 依田十郎左衛門

但十郎左衛門儀出御廟所御鷹放候節鷹式法等相勤申候

承入候相持来□□

吉田儀右衛門

執次役

山崎七左衛門

右御鷹三居六月廿六日宝田寺出野田迄御葬道御□忘鷹但御鷹

数之内御詮儀方之御立世ニ御拳江上り申鷹御□右三居ニ相極ル

これは、延享二年（一七四五）に逝去した加賀藩第六代藩主の前

田吉徳の「忌鷹（鷹を死者供養のため野に放つこと）」に関する

事績を記録した文書である。右の記事において大鷹を据える鷹匠

の一人に「依田十郎左衛門」の名前が見える。『宝暦四年四月

先祖由緒一類附 依田次右衛門』の記事を信じるならば、これは

当家で初めて加賀藩に仕官したとされる盛昌に該当するものである

ろう。それ以降は、たとえば、加越能文庫蔵『天明三年侍帳 坤』

（注15）には「御鷹方取次」の項目に、「九拾石」の藩士として

「依田知左衛門」の名前が見え、同蔵『天明三年侍帳 坤』では

「御鷹匠」の項目に「七拾俵」の藩士として「依田次右衛門」の

名前が見える。その他、文化一一年（一八一四）『文政一一年

（一八二八）の御鷹方に関する記録文書である加越能文庫蔵『御

鷹方交名帳 貳冊』（注16）にも繰り返し「依田十郎左衛門」の名

前が見え、幕末まで加賀藩の鷹匠として活動していたことが確認

できる。この事績は、吉徳の代から加賀藩に仕官したとする『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』の記事と一致すると言えよう。

以上のように、『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』の情報に史実に沿うならば、「柵津鷹方家筋之者、御用ニ御座候」という理由で盛昌が加賀藩に取り立てられたとする同文書の注記が注目される。というのも、同藩が「柵津鷹方家筋之者」を重視する理由のひとつとして、藩主の前田家は代々、徳川将軍家の儀礼を模す（注17）という慣例が挙げられるからである。たとえば、宮内庁書陵部蔵『鷹狩記 柵津流 完』（注18）は、書名からわかるように、柵津流（家）の鷹書で、その奥書には以下のような記述がある。

信濃国小縣郡之住人柵津之家之山多賀之法度、大方如此
拔書ト。極意は灌頂卷可有者之。手金奥傳之。

柵津松鶴軒常安

依田十郎左衛門守廣

天正拾六年 戊子

二月朔日

江守清兵衛殿

或書曰信州柵津氏ハ清和天皇ノ皇子貞保親王ノ裔孫左衛門

尉道直ヨリ代々柵津ニ住ス。天文比村上義清ト戦テ家亡滅ス。

柵津元直同弟美濃守甲州ニ奔テ信玄ニ仕ヘ後東照宮ニ奉仕薙

髮シテ号松鶴軒。其子美濃守信政蒙台命家傳ノ鷹書ヲ献ヘキ

由ノ処、信政卒去ニ付神平吉直奉献之。于時慶長七年歟。元

直參州長篠ニ於テ戦死スト云ヘリ。

（※宮内庁書陵部蔵『鷹狩記 根津流』（函号二〇七一—一〇四）にもほぼ同文の奥書有り。）

右の奥書にもまた、天正一六年の年記と柵津松鶴軒常安と依田十郎左衛門守廣が併記されている。さらに、傍線部では、美濃守（柵津松鶴軒）が、はじめは武田信玄に仕え、後に徳川家康に仕えたこと、さらには、その子である信政が秀忠に鷹書を献上しようとしたところ卒去したため、代わりに神平吉直が献上したこと

などが記述されている。これによると、松鶴軒の放鷹術は、家康および秀忠という徳川将軍家にゆかりのものとされていることが窺えよう。すなわち、加賀藩が依田盛昌を鷹匠として召し抱えることにした理由は、同氏が徳川将軍家ゆかりの放鷹術に従事する鷹匠であったことが一因と予想される。とすれば、その盛昌が息子の次右衛門に伝授した『鷹序之巻』において、当家伝来の鷹書に記載されている柵津家の鷹術由緒譚を抜粋して掲載したのも、このような背景が多少なりとも影響していたことが予想されよう。

四 おわりに

以上において、依田氏の中で初めて加賀藩の鷹匠となった盛昌伝来の『鷹序之巻』について考察してきた。同書は鷹狩りの伝書であるにも関わらず、実技的な情報はまったく記さずに物語性豊かな説話のみを叙述している。その本文の中から、普遍的な鷹の伝来説話が柵津家の鷹術の由来譚となっている点に注目し、その伝承背景について検証した。

すなわち、依田氏が鷹術を伝授されたと主張する柵津松鶴軒は、徳川家康に仕えた鷹匠であった。彼が家康に重用されたのは、上州豊岡に五千石の知行地を下賜されたことから窺えよう。このような徳川将軍家と近い放鷹術は、将軍家の儀礼をまねる加賀藩主にとって必要なものであったに違いない。将軍家の鷹匠であった柵津家の鷹術に従事していたとされることが有利に働いて、盛昌は加賀藩の鷹匠に抜擢されたことが推測される。それならば、盛昌の立場上、柵津家との所縁はより喧伝すべきものであったはずである。家業を継いだ息子の「次郎次右衛門」に伝授する鷹書（『鷹序之巻』）に柵津家の鷹術由来譚が掲載されているのは、このような背景による影響が考えられるものである。

【注】

(1) 拙稿「柵津流の鷹術―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐ

って―」（長野県短期大学紀要）第七〇号、平成二八年三月）および同「富山藩の鷹匠・依田氏について―柵津流の鷹書を中心に―」（信濃）六八巻五号、平成二八年五月）。

(2) 拙著『中世鷹書の文化伝承』（平成二三年二月、三弥井書店）。同書の書誌は以下の通り。永青文庫所蔵。資料番号3-3-14。一卷。表紙左上にウチツケ書きで「和傳鷹経 上下」。

(3) 「和傳鷹経上」（一丁表）。「和傳鷹経下」（三七丁表）。縦二六、〇糎×横一八、五糎。袋綴じ。上巻の目録は一丁表〜三丁裏に記載。下巻の目録は三七丁表〜三七裏に記載。全五五丁。半葉一行無罫。漢字平仮名交じり文。上巻の奥書に「右鷹書依 上意所令書写進上之如斯／明應五年^{丙辰}閏二月日／前信濃守神貞通奉」（五三丁裏）。「宝曆十一年辛巳 以宇土之書寫之」（五四丁表）。一丁表、五三丁裏、五四丁表に「財団法人永青文庫蔵」の蔵書印有り。

(4) 拙稿「諏訪貞通の鷹書―諏訪信仰の記述をめぐって」（國學院雑誌）第一一四巻第一号、平成二五年二月）。

(5) 函号一九五。

(6) 注(2)に掲出した拙著の第二編第四章「宇都宮流の鷹書―宇都宮社頭納鷹文拔書秘伝」をめぐって―」。

(7) 『金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵文書データベース解説』「先祖由緒并一類附帳」
(http://jinapps.ne.jp/amhr/detail?data_id=6658)。

(8) 注(7)に同じ。

(9) 三保忠夫氏「鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に―（下冊）」第二部 第五章「徳川将軍家・幕臣、諸侯・諸藩鷹匠などに関わる鷹書」第四節「依田十郎左衛門守広、依田源五貞広、宇野七之佑、宇野富泰」（和泉書院、平成二八年二月）では、加越能文庫に所蔵されている文政年間と明治三年の「一類附帳」をもとに依田氏の説明をしている。

(10) その他に依田盛敬氏が所蔵している「一類附帳」は以下の

- 通り。『天明四年九月 先祖由緒一類附 依田和左衛門』、『享和二年四月 先祖由緒一類附 依田和平』、『文政五年 先祖由緒并一類附帳 依田十郎左衛門』、『安政四年 先祖由緒并一類附帳 依田金太郎』、『弘化三年十一月 依田故十郎左衛門先祖由緒并一類附帳 依田式左衛門』、『慶應三年明治三年 先祖由緒并一類附帳 依田権六』。
- (11) 依田盛敬氏所蔵の『依田家系圖』(卷子本)は、以上の注記とほぼ一致する内容を記載している。全文を注(1)の拙稿「富山藩の鷹匠・依田氏について―祢津流の鷹書を中心に―」で紹介しているので参照されたい。
- (12) 史料番号 090-0504。
- (13) 史料番号特 16.39-005。
- (14) 史料番号 特 16.16-267。
- (15) 史料番号 特 16.30-046。
- (16) 史料番号 特 16.26-149。
- (17) 深井雅海「徳川將軍家と加賀前田家の「年頭儀礼」について」(『金沢市史会報』VOL.12 平成一三年三月)。
- (18) 函号一六三一〇四四。

【付記】

貴重な資料の閲覧・引用を許可して下さった依田盛敬氏と金沢市立玉川図書館近世史料館に厚くお礼申し上げます。

(長野県短期大学 多文化コミュニケーション学科

日本語日本文化専攻)

(連絡先 〒380-8525 長野県長野市三輪8-49-7)

(平成28年4月4日受付、平成28年5月23日受理)